

2022年9月



葵総合経営センターだより

特 集

令和5年に期限を迎える
贈与税非課税制度

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「志摩スペイン村 ハビエル城博物館」

目次

- | | | | |
|---|--------------------------------|---|---------------|
| 2 | 今できること | 6 | 雇用保険料率の変更について |
| 3 | ドラゴンズが負けてもかまわない？
ー消費目的の再提案ー | 7 | 宗教法人 |
| 4 | 令和5年に期限を迎える
贈与税非課税制度 | 8 | ご案内 |

今できること

センター代表 杉浦 康晴

まだまだ厳しい残暑が続くものの、今年も8ヶ月が過ぎました。昨年の夏は東京五輪が開催され、あれからあっという間に1年が過ぎたように思います。コロナ禍であることには変わりありませんが、少しずつコロナ前のような活気が戻ってきた感があります。

今年の夏の甲子園では3年ぶりに観客の入場制限もなく、テレビで観戦していても夏の風物詩らしさを感じられました。特に愛知県代表の愛工大名電高校の大活躍により、大変元気づけられました。一生懸命に最後まで諦めず、やりきる大切さを改めて甲子園での選手達から学びました。爽やかな笑顔や悔し涙は我々に感動も与えてくれました。爽やかな気分になったところで大人達も前向きに行動していかなければなりません。

7月8日に参院選の街頭演説中に安倍元総理が銃撃され、お亡くなりになりました。大変ショッキングな事件であったと同時に犯人の動機が特定の宗教団体であったことも驚きました。警備の問題など事件で明るみになった問題点の検証が今後活かされていくことを願うばかりです。

コロナ禍での話ばかりになってしまいますが、コロナ禍で気づいたことが多くあることと思います。経営面においても日常生活面においても見直す点が見つかり、改善されるという良い面も多くあったように思います。

8月10日には第二次岸田改造内閣が発足されました。岸田総理は、①防衛力の抜本的

な強化、②経済安全保障の推進、③「新しい資本主義」の実現による経済再生、④新型コロナウイルス対策の新たな段階への移行、⑤子ども・少子化対策の強化の5つの分野を喫緊の課題に挙げています。

ウクライナ情勢や台湾有事の可能性から日本の防衛力の強化は理解できるところです。防衛については様々な議論がありますが、国家安全保障の最終的な担保であるとの位置づけですから強化の必要性はあると思われます。また、物価上昇により家計や企業活動にも影響が大きく、深刻さが増してきています。物価上昇により家計への圧迫があるものの賃金引上げを行うにはなかなか至りません。資源価格の高止まりや円安は当面続くと思われますが、これまでは消費者が離れることを警戒して値上げを我慢しているものの、値上げに踏み切る企業も増えてくると予想されます。このため、今後、食料品やエネルギーを中心に値上げの動きはさらに進んでいくとみられます。

物価上昇に伴い、我々ができることを模索する中で資産運用など投資に関心を持たれる方も多くいらっしゃいます。昔の日本では投資というと富裕層や年配の方がするものという考えであったのが、最近では若者の中でも投資ブームとなっています。

コロナ禍、物価上昇など現在の環境で自分ができることを模索し、行動している表れなのでしょう。

ドラゴンズが負けてもかまわない？

ー消費目的の再提案ー

葵経営コンサルタンツ 中島 和人

『映画を早送りで観る人たち ファスト映画・ネタバレコンテンツ消費の現在形』

(光文社新書)を読みました。その内容は、若い世代を中心に映画の鑑賞を倍速視聴する人々が一定数存在しており、その背景には、①観るべき映像作品の数が多すぎる、②早送りすることでタイムパフォーマンスを高められる、③セリフで説明してくれる作品が増えた。があり、その理由は、・友人間の話題についていくために必要に迫られて、・効率的な時間管理を求める世間の風潮であり、筆者は映画を観ることが、作品を味わう“鑑賞”からコミュニケーションのネタとしての“消費”へと変化していると考察します。

また不快なものは観たくない、ハッピーエンドじゃないと嫌だという“快適主義”の傾向もあり、駄作に当たらないよう“ネタバレ視聴”にも積極的であり、さらに最上のチームが負けるのは見たくない(=不快)という理由からスポーツを観戦する若者が減少しているとも述べています。エンタメに求めるのは、「心の豊かさ」や「人生の学び」ではなく、「ストレスの解消」にあるとのこと。さらに視聴した映画の監督に興味を持ちません。また体系的な作品鑑賞もしません。映画はコミュニケーションのネタにすぎず、ファンになることもないのでしょう。

現在、コミュニケーションのネタとして消費されているのは映画だけではありません。

“インスタ映え”するしないという価値基準のもとで、飲食物も観光も、購入者が商品の

美味しさ自体を楽しんだり、体験を面白がったり、意味を十分に感じ取ることを目的にするのではなく、コミュニケーションのネタとして消費されており、こういった傾向は今の消費の特徴の一つではないでしょうか。

前号でご紹介しましたが、組織が堅実な事業の成長を実現するため、核となる顧客＝「ファン」を育む「ファンマーケティング」が注目されています。しかしこういった消費傾向のもとではファンを育むことは望むべくもありません。するとトレンドを追っかける移ろいやすく不安定なネタ化する商品の開発ばかりが有効な手段となるのでしょうか？

一つヒントを見つけました。“ボールパーク”というコンセプトです。ボールパークと球場の違いは、球場がマニアやファンのためのスポーツ観戦の場であるのに対して、ボールパークは、家族や一般の人たちが丸一日楽しめるようなエンターテインメントの場と定義できるのではないのでしょうか。球団経営を改善した横浜DeNAベイスターズの理念は、「たとえ負けたとしても、観戦の体験価値を向上させる」とのこと。よって選手とのふれあいやイベントの充実、オリジナルで場に合った食べ物や飲み物の開発に取り組むことで、試合に負けたとしても満足してもらえる総合エンターテインメントを目指しています。野球の観戦(勝敗)は体験の一部なのです。これは“消費の目的を再提案する”ことと考えます。ここにこの変化に対応するヒントがあるのではないのでしょうか。

令和5年に期限を迎える贈与税非課税制度

葵総合税理士法人 三宅 由里

① 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税 期限 令和5年3月31日

贈与者 直系尊属（父母・祖父母）

受贈者 年齢 30歳未満 受贈者合計所得金額 1,000万円以下

非課税限度額 1,500万円（うち学校等以外500万円）

教育資金

I 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料等

II 学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費等、学校等の教育に伴い必要な費用

※「学校等」→学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、

専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等。

III 教育（学習塾、そろばん等）に関する役務の提供の対価や施設の使用料等

IV スポーツ（水泳、野球等）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画等）

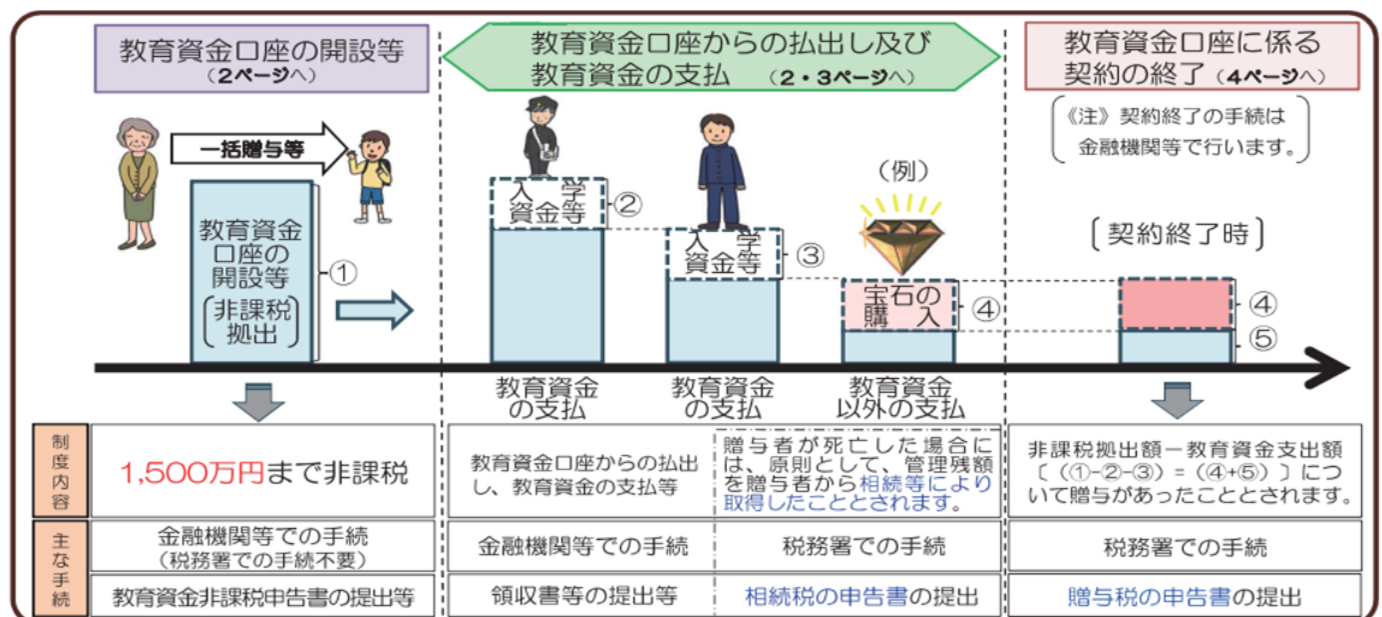
その他教養の向上のための活動に係る指導への対価等

V IIIの役務の提供又はIVの指導で使用する物品の購入に要する金銭

VI IIに充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

VII 通学定期券代、留学のための渡航費等の交通費

※ 令和元年7月1日以後に支払われる上記III～Vの金銭で、受贈者が23歳に達した日の翌月以後に支払われるものについては教育訓練給付費の支給対象となる教育訓練を受講する為の費用に限ります。



② 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税 期限 令和5年3月31日

贈与者 直系尊属（父母・祖父母）

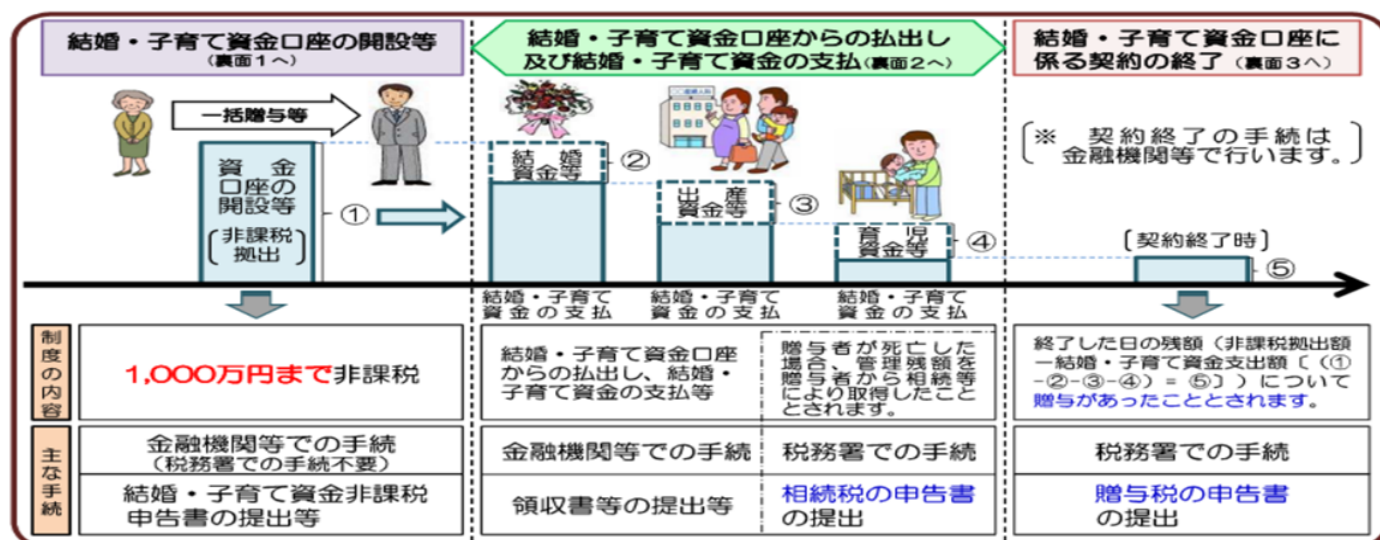
受贈者 年齢 18歳以上50歳未満（令和4年3月31日までは20歳以上）

受贈者合計所得金額 1,000万円以下

非課税限度額 1,000万円（うち結婚資金は300万円）

結婚・子育て資金

- I 挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの）
- II 家賃、敷金等の新居費用、転移費用（一定の期間内に支払われるもの）
- III 不妊治療・妊婦健診に要する費用
- IV 分娩費等・産後ケアに要する費用
- V 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）等



③ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税 期限 令和5年12月31日

贈与者 直系尊属（父母・祖父母）

受贈者 年齢 18歳以上（令和4年3月31日までは20歳以上）

受贈者合計所得金額 2,000万円以下

家屋の床面積 50㎡以上240㎡以下かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

（合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積は40㎡以上）

非課税限度額 1,000万円（省エネ等住宅以外は500万円）

その他受贈者条件

平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがなく、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等をし、居住することが確実であると見込まれること。

これら3つの制度は来年に適用期限を迎えることから、令和5年度税制改正において何らかの措置等がなされることも想定されます。検討される際には適用期限にご留意ください。

参考資料 国税庁 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

国税庁 父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

国税庁 No.4508 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税

雇用保険料率の変更について

葵労務管理事務所 近藤 美千栄

令和4年3月31日に「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）」が公布されました。改正の趣旨として、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、①失業等給付に係る暫定措置の継続等、②求人メディア等のマッチング機能の質の向上、③地域のニーズに対応した職業訓練の推進等の措置を講じる。併せて、雇用保険財政の現状を踏まえ激変緩和のため、④雇用保険料率の暫定的措置及び雇用情勢等に応じた機動的な国庫負担の導入等の措置を講ずるとあります。

この法改正により令和4年度の雇用保険料率は二段階で引き上げられることになりました。

＜令和4年度の雇用保険料率＞ ※厚生労働省HP参照

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

一段階目は令和4年4月から、事業主負担の保険料率に変更になっています。

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

二段階目は令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になります。

労働者の雇用保険料負担がどのくらいになるのか具体的な数字で見てみましょう。

例・給与額が250,000円の方の場合（一般の事業）

○令和4年 9月まで $250,000円 \times 0.003 = 750円$

○令和4年10月から $250,000円 \times 0.005 = 1,250円 \rightarrow 500円$ の増額となります。

年度の途中から変更となりますのでご注意ください。

宗教法人

弁護士 長谷川 留美子

安倍元総理の銃撃事件で、某宗教法人のことがにわかに注目を浴びています。

宗教法人とは、宗教団体のうち、宗教法人法によって法人となったものをいいます。

宗教団体とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする、以下の団体をいいます。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 上記の団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

上記の一は、例えば末端の〇〇寺などで、上記の二は、その寺の属する本山などです。

会社を設立するときに定款を作成するように、宗教法人を設立しようとするときには、目的、名称、事務所の所在地その他法律で定められた事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければなりません。ただし、この所轄庁の認証は、会社を設立するときの公証人の認証のように簡単に得られるものではありません。

第一に、宗教団体であることが必要です。すなわち、実際に宗教団体として活動していることを所轄庁に認めてもらう必要があります。これには年単位の期間を要することもあるようです。

第二に、規則が宗教法人法その他の法令の規定に適合していることが必要です。

第三に、所轄庁への認証申請の少なくとも

一月前に、信者その他の利害関係人に対し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨を公告しなければなりません。公告は、新聞紙又はその宗教法人の機関紙に掲載し、事務所の掲示場に掲示し、その他信者その他の利害関係人に周知させるに適切な方法でなければなりません。

ところで、冒頭の宗教法人は、数年前に名称を変更したとのことです。名称は規則の必要的記載事項ですので、名称変更は規則変更となり、所轄庁の認証が必要です。規則変更するには、まず規則に定められた変更手続きを踏んだうえで、所轄庁への認証申請をしなければなりません。所轄庁は、認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨をその宗教法人に通知した後、申請に係る事案が次に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めたときは認証する旨の決定をしなければなりません。

- 一 その変更しようとする事項が宗教法人法その他の法令の規定に適合していること。
- 二 その変更の手続が法律の規定に従ってなされていること。

宗教法人の活動が社会問題化していたところ、名称変更で批判から逃れたとすると問題ではありますが、法律の規定上は、名称変更を認めないことができたかは、難しい問題です。違法な活動には解散命令での対応もあり得ます。

9月の税務・労務



12日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

30日◇令和4年7月決算法人の
確定申告、1月決算法人の
中間申告、10月・1月・
4月決算法人の消費税中間
申告（400万円超）
◇令和4年7月決算法人の
事業所税申告及び納付

10月の税務・労務

11日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

31日◇令和4年8月決算法人の
確定申告、2月決算法人
の中間申告、11月・2月
・5月決算法人の消費税
中間申告（400万円超）
◇令和4年8月決算法人の
事業所税申告及び納付
◇個人住民税第3期分の納付
◇労働保険料第2期分の納付
（労働保険料事務組合委託の
場合…11月14日）



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和4年 9月 16日（金）

令和4年 10月 19日（水）

令和4年 11月 15日（火）

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和4年 9月 16日（金）

◎休日のお知らせ

9 月							10 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3							1
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
							30	31					

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

鈴木寛大 長谷川直明 鍵谷辰也

小林浩子 近藤陽介 三宅由里

今年の夏は、例年に比べて暑くなるのがとても早いと感じております。6月から既に暑かった為、梅雨はあまり感じませんでした。

私の地元の岐阜県では、夏になるととにかく夕立が多いです。山の天気は変わりやすいという言葉が有りますが、本当にその通りです。

山の近くでは上昇気流が起こりやすく、雲が出来やすいため、雨が長引いたり夕立が発生しやすいとの事です。天候に気を付けて、今年の夏を乗り切りたいと思います。

三宅 由里